**平成２８年（フ）第４５号**
山形県酒田市高砂１丁目７番６号
債務者　武村美由紀
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２８年（フ）第２９０号**
群馬県前橋市端気町339番地46
債務者　佐藤　克巳
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第２９６号**
群馬県伊勢崎市連取本町22番地１　リバトーンＰｅｔ’ｓ103、住民票上の住所群馬県高崎市和田町12番６号
債務者　新井　正実
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第３１１号**
群馬県前橋市古市町１丁目10番地32　パールローズ　101号
債務者　前原　トキ
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１号**
新潟県佐渡市石田29―10、住民票上の住所新潟県佐渡市両津湊138番地１
債務者　北　也寸志
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

**平成２８年（フ）第９２号**
岐阜県多治見市宝町12―30―１　パークス103、住民票上の住所岐阜県可児市広見５丁目143番地　ミヤジママンション503
債務者　佐々木静香
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２８年（フ）第２１３号**
静岡県富士市十兵衛302番地　グラディート205号
債務者　篠原　信一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第１０８５号**
京都市山科区西野小柳町１番地　ツインヴィレッジ西野１―301
債務者　濵田　栄治
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１９３号**
京都府宇治市木幡河原５番地　市営住宅１棟503号
債務者　村田さとみ
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２００号**
京都市左京区上高野畑ケ田町12番地　ｃａｓａ　ｎｏｂｌｅ111号室
債務者　渡邉　政夫
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第５８号**
京都府京丹後市峰山町長岡315番地の１
債務者　川戸　多恵
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２８年（フ）第８１号**
松江市上乃木７丁目11番25号　北川方
債務者　青木　　翔
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１１５号**
松江市古志原３丁目５番８―102号　ラポールドシェール、前住所奈良県橿原市東坊城町80番地の98
債務者　斉藤　憲一
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１２５号**
松江市矢田町57番地２　矢田市営住宅２―221
債務者　加納　　潤
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２２４号**
釧路市芦野５丁目７番11号
債務者　田野　純司
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第２８６号**
岩手県滝沢市葉の木沢山52番地４
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第３４１号**
盛岡市湯沢東３丁目３番34号
債務者　北舘　　修
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部